

議案第 11 号

改築工事委託に関する基本協定の締結について

本市は、鎌倉市公共下水道汚水中継ポンプ場の改築工事委託について、次のとおり基本協定を締結するものとする。

平成21年6月10日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

- 1 協定の名称 鎌倉市公共下水道汚水中継ポンプ場の建設工事（第一期改築更新）委託に関する基本協定
- 2 協定の金額 1,825,929,000円
- 3 協定の期間 平成21年度から平成24年度まで
- 4 協定の相手方 東京都新宿区四谷三丁目3番1号
日本下水道事業団
理事長 澤 井 英 一

鎌倉市公共下水道汚水中継ポンプ場の建設工事（第一期改築更新）委託に関する基本協定

鎌倉市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、鎌倉市公共下水道汚水中継ポンプ場の建設に関し、次のとおり協定を締結する。

（この協定の目的）

第1条 この協定は、鎌倉市公共下水道の整備に関し、事業の一部の施行を乙に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（建設工事の委託）

第2条 甲は、乙に対し、鎌倉市公共下水道汚水中継ポンプ場の建設工事（以下「建設工事」という。）を委託する。

2 前項の建設工事の委託の対象及びその範囲は、別記のとおりとする。

（着手及び完成予定）

第3条 建設工事は、平成21年度に着手し、その完成予定は平成24年度とする。

2 前項の完成予定は、設計内容の変更、国の毎年度の予算の配布状況等により、甲と乙とが協議して変更することができるものとする。

（予定概算事業費）

第4条 建設工事の予定概算事業費は、金1,825,929,000円とする。

2 設計内容の変更、賃金又は物価の変動等により、前項の費用を変更する必要がある場合は、甲と乙とが協議してこの協定を変更することができるものとする。

（建設工事の実施）

第5条 乙は、甲が毎年度予算に計上する範囲内において、年度実施協定で定めるところにより、建設工事を行う。

2 乙は、甲が指示する設計書により、乙が定める日本下水道事業団会計規程等に基づき、建設工事を施行するものとする。

3 乙は、前項の設計書により難しいときは、速やかに甲に協議するものとする。

4 乙が建設工事の途中において第2項の設計書を変更する必要があると認めたときは、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

（土地の取得等）

第6条 建設工事に必要な土地の取得その他損失補償は、甲が行う。

（行政上の手続）

第7条 建設工事を施行するため必要となる行政上の手続は、甲と乙とが協議して、それぞれ行うものとする。

（費用の支払）

第8条 建設工事に要する費用は、甲が負担する。

2 甲は、前項の費用を年度実施協定で定めるところにより、乙に支払う。

（報告等）

第9条 乙は、建設工事に関し建設業者と工事請負契約を締結したときは、速やかに甲にその概要を通知するものとする。

2 甲は、建設工事の施行に関し必要があると認めるときは、乙に報告を求めることができる。
(損害の負担等)

第10条 建設工事の施行に伴う損害で、乙の責めに帰すべき原因によるものは乙が、天災その他の原因によるものは甲が、それぞれ負担するものとする。

2 乙が建設工事に関し建設業者と締結する工事請負契約(ただし、随意契約によるものを除く。)に関して入札談合があつた場合には、甲と乙は協議して当該入札談合に係る損害賠償請求を行うものとする。

(年度実施協定)

第11条 甲と乙とは、この協定を実施するため、第4条第1項の予定概算事業費の範囲内において各年度に行う建設工事の内容及びその範囲、費用、施設の引渡しその他必要な事項について年度実施協定を毎年度締結するものとする。

(この協定の効力)

第12条 この協定は、この協定に基づくすべての年度実施協定がその効力を失う日まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項及び次条(第10条第2項の規定に係るものに限る。)の規定は、乙が建設工事に関し建設業者と当該工事請負契約を締結した日から20年を経過した日までその効力を有する。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

(この協定の成立)

第14条 この協定は、鎌倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年鎌倉市条例第6号)第2条に基づく鎌倉市議会の議決を経るまでは仮協定とし、当該議決を経たときは、本協定として成立するものとする。

2 甲は、誠意をもって前項の議決を得るべく手続をとるものとし、当該議決を得たときは、速やかに乙にその旨を通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 神奈川県鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市

代表者 市長 石 渡 徳 一

乙 東京都新宿区四谷三丁目3番1号

日本下水道事業団

代表者 理事長 澤 井 英 一

(別記)

建設工事の委託の対象及びその範囲

1 建設工事の対象

(1) ポンプ場

名 称 鎌倉市公共下水道七里ガ浜ポンプ場
位 置 神奈川県鎌倉市七里ガ浜東二丁目2番7号
排除方式 分流式
ポンプ能力 時間最大0.983立方メートル/秒
(全体0.983立方メートル/秒)

(2) ポンプ場

名 称 鎌倉市公共下水道西部ポンプ場
位 置 神奈川県鎌倉市坂ノ下34番16号
排除方式 分流式
ポンプ能力 時間最大0.503立方メートル/秒
(全体0.503立方メートル/秒)

(3) ポンプ場

名 称 鎌倉市公共下水道中部ポンプ場
位 置 神奈川県鎌倉市由比ガ浜四丁目1番7号
排除方式 分流式
ポンプ能力 時間最大0.417立方メートル/秒
(全体0.417立方メートル/秒)

2 委託の範囲

(1) ポンプ場

施 設	工事内容	施設能力	数 量	備 考
沈砂池施設	土木工事（更新）		一式	
汚水ポンプ施設	土木工事（更新）		一式	
沈砂池施設	機械設備工事（更新）		一式	
汚水ポンプ施設	機械設備工事（更新）		一式	
監視制御施設	電気設備工事（更新）		一式	
受変電施設	電気設備工事（更新）		一式	
自家発電設備	電気設備工事（新設）		一式	
運転操作施設	電気設備工事（更新）		一式	
計装施設	電気設備工事（更新）		一式	

(2) ポンプ場

施 設	工事内容	施設能力	数 量	備 考
沈砂池施設	土木工事（更新）		一式	
汚水ポンプ施設	土木工事（更新）		一式	
沈砂池施設	建築工事（更新）		一式	
沈砂池施設	機械設備工事（更新）		一式	
汚水ポンプ施設	機械設備工事（更新）		一式	
監視制御施設	電気設備工事（更新）		一式	
受変電施設	電気設備工事（更新）		一式	
自家発電設備	電気設備工事（新設）		一式	
運転操作施設	電気設備工事（更新）		一式	
計装施設	電気設備工事（更新）		一式	

(3) ポンプ場

施 設	工事内容	施設能力	数 量	備 考
沈砂池施設	土木工事（更新）		一式	
汚水ポンプ施設	土木工事（更新）		一式	
沈砂池施設	建築工事（更新）		一式	
沈砂池施設	機械設備工事（更新）		一式	
汚水ポンプ施設	機械設備工事（更新）		一式	
監視制御施設	電気設備工事（更新）		一式	
受変電施設	電気設備工事（更新）		一式	
自家発電設備	電気設備工事（新設）		一式	
運転操作施設	電気設備工事（更新）		一式	
計装施設	電気設備工事（更新）		一式	